

1. 社会資本整備事業を巡る現状とその対応



前回までに検討済



今回以降検討

厳しい財政状況

既存ストックの老朽化

人口減少、少子・高齢化

グローバルな競争の進展

災害リスクの高まり

2. 社会資本整備のあるべき姿

○社会資本整備の方向性

社会資本整備事業を巡る現状等を踏まえ、3つの視点と9つの政策課題ごとに中長期的な社会資本整備の方向性を示す。



○社会資本整備の方向性を実現するための事業・施策(プログラム)

中長期的な同じ政策目標を共有する分野横断的な事業・施策の集合体を「プログラム」ととらえ、その実現に向けた事業・施策を記載する。

資料2-1~2

3. 計画期間における重点目標(「選択と集中」の基準)

○「選択と集中」の基準

国土保全、安全・安心の確保、離島等の条件不利地域の自立・発展・活性化の支援等については、計画期間にかかわらず、不断の効果的な取組を進めていく必要がある。一方、厳しい財政状況の中で、計画期間内には、政策資源を重点的に投入することが求められており、その「選択と集中」の基準を定める。

- 1 今整備をしないと、大規模又は広域的な災害リスクを低減できないおそれのあるもの
- 2 今整備をしないと、我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化が著しく困難になるおそれのあるもの
- 3 今整備をしないと、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の実現に大きな支障をもたらすおそれのあるもの
- 4 今適確な維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの

○重点目標と関連する事業・施策の概要

プログラムで示された事業・施策について、「選択と集中」の基準を踏まえ、計画期間における重点目標及びその達成のため実施すべき社会資本整備事業の概要を記載する。(社会資本整備重点計画法第4条第3項第1号、2号)

資料3-1~2

4. 計画の実効性を確保する方策

審議会によるフォローアップ、広域ブロック計画の策定、その他社会資本整備を効果的・効率的に実施するための必要な措置等を明示。(社会資本整備重点計画法第4条第3項第3号)

資料4-1~3